

小特集

最上氏改易を読みなおす

最上氏改易における幕府派遣官僚の職掌

伊藤 惇

はじめに

元和八年（一六二二）、出羽国五七万石を領する最上家信が家中騒動を要因として改易となった。大名に対する改易処分とは書類上の手続きで完結するものではなく、領地、居城の受け渡しや家臣・家産の移動を伴う。そのため幕府は、東北諸大名に最上氏旧領の接收を命じるとともに、上使衆をはじめ多数の官僚を派遣した。本小特集で紹介する「最上騒動言上留書」では、この時に幕府から派遣された官僚と幕閣とのやりとりが収録されている。

こうした幕府が各地に派遣した監察使について、近松鴻二氏は『柳営補任』をもとに近世を通して目付に就任した人物を網羅的に分析し、在任者数や職歴などについて考察した。^①また善積（松尾）美恵子氏は、大名の統制に効果を上げた存在として評価した。そのうえで、元和・寛永期の監察使をのちの国目付の原型とみなしている。^②一方で、福田千鶴氏はこうした監察使は幕藩制秩序の確立のため、大名権力の安定化を図って派遣されたとする。^③

また、大名の改易という観点からいうと、所領の接收が現実的に貫徹されていく過程に関しても検討がなされている。例えば白峰旬氏は上使衆をその役職に応じて分類したほか、城の受取りを素材に、大名

改易時の城受取は通常の転封とは異なり、有事を想定した編成であった点などを指摘している。^④また、佐藤宏之氏は、幕府派遣役人の実施する目録の作成を通して、大名が保有していた家産が、幕府の保有する公的財産へと変質すると述べている。^⑤

右のように、大名改易についての研究は、監察使の派遣や受け渡しの過程などから、改易という事象が指す意味や意義を、幕府と大名家との関係という文脈から検討されてきたといえる。しかし、改易に際し、接收を現実に遂行した幕府派遣役人の具体的行動や運用実態については、なお十分な検討が加えられていない。さらに、近世初期を対象とした研究が少ないという問題点も指摘できる。所領の接收される過程がマニュアルとして体系化されていく、という点を踏まえれば、近世初期の事例を扱うことは不可欠なことであろう。

そこで、本研究ノートでは「最上騒動言上留書」の内容の検討を中心に、いわゆる最上騒動に際して幕府から派遣された役人の職掌を検討する。彼らの顔ぶれや実的に担った役割について検討することで、近世初期における大名改易時の所領接收が、どのような官僚編成と機能分担によって実施されたのかを明らかにする。

一 幕府派遣官僚の活動

「最上騒動言上留書」に登場した幕府派遣役人は、到着した順やその性質などから、三つに分類することができる。ひとつめが、元和八年三月二〇日に山形へ到着した①花房幸次・岡田新三郎。次に九月五日に到着した②近藤用政・駒井親直・庄田安照・堀田正吉・石丸定政。最後に九月八日に到着した③井上吉次・大河内正勝・小俣政利・坪井金大輔・諸星忠次である。

では、彼らが実際にどのような役割を果たしたのか、この三つの分類のもと、時系列に沿って検討する。

まず、①の花房・岡田である。彼らの経歴を確認すると、花房弥左衛門は宇喜多氏の家臣であった花房正成の子であり、諱は幸次という。慶長八年（一六〇三）に家康に初めて御目見えし、永井直勝隊に属して大坂の陣にも参戦した。最上騒動の翌年である元和九年には父の跡を継いで交代寄合となり、寛永一〇年（一六三三）には山田奉行に就任している。^⑥

岡田新三郎については詳らかでないが、慶長期の活動が【史料1】から読み取れる。

【史料1】^⑦

尚々其許昼夜之御苦勞共御座候、何れも御上候刻可申上候、以上、

一書申入候、仍江戸御普請二付而永々御苦勞被成由候而、従大御所様岡田新三郎を以被仰候、将亦御帷子御単物・御道服被進之候、委細者岡田新三郎可被申候、恐惶謹言、

五月六日

本多上野介

高橋右近殿

正純（花押）

慶長一一年の江戸城普請に際して出された書状である。「大御所様」つまり家康から労いの使者として高橋元種のもとへ派遣されていたようである。ほかに、福原広俊や山内忠義にも同様の書状が出されている。^⑧このことから、慶長期においては家康の使番を勤めていた人物であると推定できる。なお、「最上騒動言上留書」を見るに、この両名は連署の順序が特に定まっていなかったため、明確な上下関係はなかったようである。

次に、彼らの具体的活動を見る。「最上騒動言上留書」〔三号〕より、彼らが最上領内へ入ったのは元和八年三月二〇日であった。改易後の最上領内諸城の請取に際しての人員構成がまとめられている「最上氏収封諸覚書」（後掲【史料8】）においても、「当三月分山形御横目衆」として花房・岡田の両名が挙がっている。^⑨なお、これより前の同六年三月から翌年四月までにも今村正長と石丸定政が派遣されていた。^⑩

「最上騒動言上留書」を見ると、最上領内に到着した「御横目衆」は、現地の状況を幕閣に伝えることに終始し、直接的に統治に関与・参画している様子は見られない。実際、〔一二号〕では、「当国在々之様子をも見及候而可申上と存候」と述べており、領内の視察および報告がその主たる目的であったことを示唆する。また〔一六号〕においても、「御意之通手堅可申付候」とあるように、幕府からの命令を伝えるにとどまっている。なお、この点に関して朝尾直弘氏は、国目付は、「公儀」權威の動揺を防ぐ目的で派遣され、「国中仕置」の「善悪之儀」の報告が任務で、それ以上の内政干渉は禁止されていたと述べ

ており、「御横目衆」と国目付の共通性を見出すことができる。ほかに、当該期の花房の活動を確認できる史料としては、以下のものがある。

【史料2】¹²⁾

以上

預御使僧候、然者慈恩寺花藏院御隠居江戸へ御登被成、御寺領已下御済御下被成候、尤左京亮御対談にて其元へ御越被成候、慈恩悉皆之儀左京亮判にも雖添状をも被仕候由、花藏院被仰候と被仰越候、左様二無之候、江戸御年寄衆様々花房弥左衛門殿・池田図書殿此御両所ニ被仰越候ハ、何事も如前々最上出羽守殿御仕置のことく可申付之旨 御詮之由被仰候、何連之諸寺諸社へも右之通申渡候、其御心得尤候、恐々謹言、

鳥和泉守

信（花押）

（元和八年）
六月十八日

高弥介

信（花押）

御別当御報^{カカ}

差出の人物など、不明な点も多いが、最上家領内の慈恩寺に宛てられたものである。「左京亮」とあるが、これが鳥居忠政を指すならば、最上家に改易処分が下る前に最上領内の慈恩寺関係者と接触していることを意味し、その点でも興味深い史料である。ここでは、花房のほかに岡田新三郎ではなく池田図書なる人物も山形へやってきていることが記されている。池田図書は、名を政長といい、金森長近の家臣で

あったが、のちに旗本となった人物である。「最上騒動言上留書」において彼の名を確認することはできないが、山形城の接収後に奉行として花房と山形城の修理を実施している様子が確認できる¹³⁾。また内容としては、義光時代の仕置を継続せよとの幕府の指示を伝えていることがわかる。

ここまで見たように、最上家に改易処分が下る以前において、花房・岡田ら「御横目衆」は、幕閣からの命令に左右される情報の伝達者であり、能動的に行動することはできなかった。まさしく幕府が現地の状況を把握するための「目」であったということができよう。

しかし、最上氏の改易が決定した以降は、自発的ともとれる活動を行うようになる。「一八・一九号」では百姓以下に騒ぐことの無いように命令を出しているほか、「二〇号」では城の掃除を命じ、警備のみ残るよう指示を出している。これは上使衆による山形城請取を円滑に実施するための命令であると推測される。

ここに、花房・岡田両名の役割の変化が見て取れる。すなわち、派遣当初においては、大名権力としての最上家は未だ存続状態にあった。そのため花房・岡田は監察使として領内の巡見・報告を行うにとどまった。しかし、最上家の改易が決定した段階で、同家の山形における領主権は失われた。ゆえに最上領接収のための上使衆へと変質し、もはや監察使ではなくなったために自発的に命令を下せるようになった。そしてこの任務を速やかに実行するために行動するようになる、と解釈できるだろう。

次に、九月五日に山形に到着した②にあたる近藤・駒井・庄田・堀田・石丸らについて検討する。

これら②の面々の経歴を確認すると、石丸定政は大番、のち組頭という経歴をたどっているが、それ以外の全員が書院番を勤めたのち使

番になつてゐるという共通点を見出すことができる。また、全員が大坂の陣に参戦していることも注目される¹⁴⁾。このことから、②は、実戦経験を持ち、武に覚えのある番方の中堅実務層から構成されていることがわかる。なお、石丸は先述したように元和六年にも目付として山形を訪れている。

彼らは、「二三号」からわかるように「御目付衆」と呼ばれ、山形城請取の上使を務める本多正純・永井直勝より一日早く到着した。そのため、上使衆を先導する立場にあつたことがわかる。だからこそ、その構成員に一度山形を訪れている石丸が加わつていたのであろう。

彼らの実際的な役割は、同じく「二三号」から読み取ることができ、「各御番所并諸奉公人家被見及、今朝何茂引渡被申候」、すなわち番所や奉公人の家の接収を担当していたことがわかる。このことから、山形城の請取における実力部隊、武官的性格を持った存在であつたと推定できる。状況によつては、最上家臣たちが城の引き渡しを拒み、籠城する可能性も想定できる。現に、同五年の福島正則改易に際しては、広島城の留守居を勤めた福島丹波らは、当初引き渡しを拒んだとされる¹⁵⁾。そのため、実戦経験を持つ近藤らが派遣され、先だつて番所など防御拠点を押さえることで、城の無力化が図られたのである。

これ以降、「最上騒動言上留書」を見ると、「二四・二九号」などで、花房・岡田に加え、「御目付衆」の近藤・庄田・堀田も時折連署に加わるようになる。また、彼らがともに行動している様子は、次の史料からもうかがえる。

【史料3】¹⁶⁾

拾月二日、

(中略)

其上、秋田御人数由利境目御領分迄引取候様二と、右近殿・喜之助殿御意被成候、右近殿ニハ由利之内ニ秋田御人数残候様二と御意被成候而御座を罷立、花房弥左衛門・岡田新三郎殿・近藤勘右衛門へ拙者申上ル分者、御検使衆をハ御帰被成よと被仰付、秋田人数をハ由利ニ残置候様二と御意両重ニ御座候間、如何、之由申上候へ者、三人之衆御合点二而、弥左衛門殿右之様子喜之助殿へハ、是ハ右近殿御念二候、由利一跡者上野殿へ渡候へとも、江戸へ猶御意を請ニ遣候間、由利境領分ニ御人数被残置候へと御理之由御意候間、畏罷帰候、

この『梅津政景日記』の著者である梅津政景は、佐竹家の家老である。政景の仕える佐竹家は、最上旧領のうち、由利地域の接収を任されてゐた。しかし、由利は正純に渡ることに決まる。そのため、高木正次・伊丹康勝は佐竹の軍勢を由利との境の佐竹側まで退くように命令を下した。しかし、永井直勝は佐竹の軍勢を由利に残すよう命令した。すなわち、上使から異なる命令が発せられたのである。これを受け、政景が頼つた人物こそが花房・岡田・近藤であつた。彼らは相談の上、花房が康勝に確認を取つた。結果、幕府からの指示を待つ間、由利との境の佐竹側に軍勢を残すようにすることが確認された。

このことから、花房・岡田・近藤は協働していることがわかる。また、「御目付衆」の中でも近藤のみが加わっている点から、近藤はそのリーダー格のような存在に位置していることも推定することができる。なお、改めて「最上騒動言上留書」を確認すると、近藤が花房・岡田と連署する場合、すべて目下となつてゐる点には注目される。これは、近藤が案件担当者、責任者の性格を有していたことを示

唆しているだろう。

加えて、この事例から、上使の立ち位置の違い、および幕閣内での認識の相違が存在していたこともうかがいえる。由利に兵を残すよう命令した直勝は、そもそも山形城受取、ひいては最上旧領の接収のために派遣された上使である。だからこそ、幕府による接収を優先し、佐竹の軍勢を残すよう命じた。一方で撤兵を命じた正次・康勝は、正純を糾問し、改易を言い渡すために派遣された存在である。ゆえに彼らの認識としては、由利はもはや正純の領地である、という認識だった。だからこそ命令に食い違いが生じたのであろう。

このように、花房・岡田と近藤らは、互いに連携しながら業務を進めていた。このため最上家改易以降の①は、②と類似する性格へ変化したと推定できよう。しかしながら、「(二七号)」の文言を確認すると、花房・岡田の連署にて「国中城請取之様子ハ御目付衆令委被仰上候」と述べられている。すなわち、花房・岡田と「御目付衆」は異なる存在であることを示しているということができるだろう。あるいは、「城請取之様子」に関しては、花房・岡田の管轄外であり、報告は行わない、ということなのかもしれない。

なお、連署に加わっていない庄田・堀田も『梅津政景日記』に登場し、佐竹家による由利接収に際しての「御検使」である水野守信・石川政次と書状のやりとりをしている様子が確認できる。⁽¹⁷⁾ また一方で、同様に連署に加わっていない駒井・石丸について、その動向を明瞭につかむことはできないが、到着した翌月には亀ヶ崎城の武具に関する目録の改めおよび引き渡しを担当していたようである。⁽¹⁸⁾

以上より、②の面々は、第一に最上家改易を受けて派遣された官僚たちであったといえる。彼らは山形城の番所や屋敷、武具など、「モノ」の接収を担当する、実力部隊であったと考えられる。さらに山形

城のみならず、最上旧領全体の接収に関与していた。そのうち近藤がリーダー格であり、庄田・堀田とともに領内各地に派遣された「御目付衆」を統轄。また駒井・石丸が見分を担当していたと推定できよう。

次いで、残った井上、大河内ら③の一人について検討する。井上新左衛門は、その名を吉次といい、元和五年の福島正則の改易に際し、市川満友とともに関与している様子が確認できる。⁽¹⁹⁾ また、元和初期には信濃国で代官を勤めていたようである。⁽²⁰⁾ 大河内平十郎は、名を正勝といい、文禄三年(一五九四)より家康に仕えた。のち御目付になっており、寛永二年には御使番となっている。⁽²¹⁾ 小俣吉左衛門は武田旧臣の小俣政信の次男で、大番を務めた。⁽²²⁾ 坪井金太輔に関しては詳細を知ることはいできないが、寛永年間には書院番として「坪井金大夫永重」という人物が確認でき、これと同一人物であると推定できる。⁽²³⁾ 諸星藤兵衛は名を忠次という。彼も武田旧臣の子である。彼はこののち、徳川忠長に伝えることになる。⁽²⁴⁾ このように、武田旧臣が複数存在するという特徴はあるものの、詳細な経歴を確認できるものは少なく、また何らかの傾向を見出すことは困難である。

「(二五・二六号)」より、彼らが山形へ到着したのは九月八日であった。彼らの担った役割については、この「(二五号)」や「(三五号)」から伺うことができ、「最上代官共、則引付申候」とあるように、最上家の下代の掌握であった。なお、『梅津政景日記』を見ると、政景は翌九日に「上野様・右近様へ之御取合之ため」に井上に菱喰を渡している。⁽²⁵⁾ このことから、正純・直勝の指揮下にあったと推定できる。また、彼らの到着を伝える「(二六号)」のみ、ほかの史料とは異なっており、その宛名が松平正久・伊丹康勝となっている点には注目される。この要因は、次の史料のように、知行目録の作成も行っていることから推

測できる。

【史料4】⁽²⁶⁾

出羽荘内寺社領目録

高合三千五百三拾石九升六合

此内千四百六拾式斗三升六合

元和八年戌十月十九日

羽黒領

井上新左衛門

坪井金太輔

諸星藤兵衛

小俣吉左衛門

大河内平十郎

伊丹喜之助

酒井宮内大輔殿

すなわち、井上・大河内ら③は、幕府の勘定方として派遣されたようである。本来的に彼らの上司に当たる人物は正久・康勝である。そのため、彼らの到着が正久・康勝に知らされた。しかし、最上領派遣に際しては正純・直勝の指揮下に入っており、だからこそ政景は井上に菱喰を渡した、と推測することができる。なお、この知行目録については、先に示したもの以外にも複数点確認されているが、いずれの場合も井上が日下にて連署している。これは近藤の事例と同様に、上下関係というより案件担当者であることを示すものである。また、大河内は幕閣との連絡役として機能している様子が『梅津政景日記』より確認できる⁽²⁷⁾。

さらに、『梅津政景日記』を見ると、以下のような記述がある。

【史料5】⁽²⁸⁾

同十八日、

一、井上新左衛門参候へと承候間、罷出候へ者、油利御人数御扶持方之切手書候て請取候得と御理候間、何分二もと御相察申候へ者、如此被遊候、請取申御扶持方米之事、合百拾七石五斗八、但京升、人数千人分、右是者最上之内油利為御在番被遊候時分、六月六日晚同廿九日夕部まで日数廿三日半之分、一日壺人二付而五合宛之積二請取申者也、元和八年戌九月十八日、佐竹右京大夫内梅津主馬助、大河内平十郎殿・小俣吉左衛門殿・諸星藤兵衛殿と被遊、うら判、如二表裏無相違可被相渡候、以上、油利城米衆、大河内平十・諸星藤兵衛・小俣吉左衛門・水野河内殿・石川八左衛門と被遊、三人之衆判二而由利へ遣、八左衛門・河内殿二判させ申候而御米請取候へと、新左衛門殿御渡被成候、

すなわち、幕府は自ら派遣した幕臣のみでなく諸城の受取を担当した大名の扶持米も管理しており、③の面々がそれを担当していたことがわかる。またその手順は、大河内・小俣・諸星の判を添えて由利へ送り、そこで水野・石川から判を受けて米を請け取る、というものであった。しかし、その後の九月二八日条を見ると、意思疎通がうまくいかなかった様子がうかがえる⁽²⁹⁾。

以上から、③の面々については、山形城の受取に際し、代官衆、すなわち「ヒト」の掌握とともに、最上旧領全体の接收において、「コメ・カネ」の掌握を担当する、文官的存在であったと見ることができ。そして、そのうち井上と大河内がそのリーダー格に当たるといえる。実に五七万石という広大な領地の知行を把握することは非常に困難である。だからこそ、最上家の代官たちの掌握を図ったと言えよ

う（本小特集岡村研究ノート参照）。

以上、最上家改易に際しての領地接收における幕府派遣役人の動向を確認してきた。最上家は改易処分が下る前より幕府から監察使が派遣されていたが、領内の状況を報告するのみで、内政に干渉することはなかった。しかし改易の決定後には治安維持と円滑な城の受け渡しのために指示を出した。そして山形城の受け取りのために上使衆が山形へ到着し、接收が開始された。その手順は、実力部隊による番所、武具の接收ののち、上使が入城する、というものであった。また、同時に山形城のみならず、ほかの城受取を担当する大名の動向の監察、および管轄も実施していた。城の受取りののち、幕府の勘定方によって代官の掌握が実施され、知行目録を作成、新たに入封する大名への引き渡しの準備を始めている。

二 花房・岡田が伝えた情報

このように、「最上騒動言上留書」からは従来判明されてこなかった幕府派遣官僚の実際的に担った職掌が、ある程度具体性を持つて浮かび上がってきた。また、所領の接收はその性質によって担当する人物が異なり、段階的に接收がなされていく様子を確認することができた。しかし、従来知られているような史料とは相違点が存在する。

第一に、本史料で名が挙がらなかった人物が存在する点についてである。改めて「最上氏収封諸覚書」を確認すると、山形城受取に参画した面々は以下の様に記されている。

【史料6】⁽³⁰⁾

一 山形之城

本多上野介殿

永井右近太夫殿

那須衆一宇⁽³¹⁾

方々門番也

近藤簡右衛門殿

堀田簡右衛門殿

庄田小左衛門殿

駒井右京殿

石河八左衛門殿

同三右衛門殿

井上新左衛門殿

大河内平十郎殿

小又吉左衛門殿

元和七季々山形御横目衆

石丸六兵衛殿

稲葉伝四郎殿

当三月々山形御横目衆

華房弥左衛門殿

岡田新三郎殿

方々より上野介殿衆

右近殿へ被付置候衆

佐竹殿々

梅津主馬

長尾殿々

鐵孫左衛門

下野殿々

志賀五左衛門

後藤三郎衛門

漢字に若干の違いがあるものの、下線を引いた者たちが「最上騒動言上留書」において確認できる面々である。おおよそ網羅されているが、石河八左衛門・三右衛門の二名は登場しない。このうち八左衛門は先に見た由利接收の検使である。三右衛門は定かではないが、一族としてこれに続いたのだろう。つまり、山形城の受取には関与していない可能性が高い。すなわち、最上家改易以降、「最上騒動言上留書」において花房・岡田が伝えたのは、山形城受取に関してのみであったと推定される。「二七号」に出てくる。「国中城請取之様子」とは山形城以外の城の受取のことであり、だからこそ自らが伝えることはしなかった。最上家改易を通して、その管轄する範囲も「当国在々」から山形周辺に限定されたのである。これも、花房・岡田の質的变化を示しているといえるだろう。

しかし、「最上騒動言上留書」にも、「最上氏収封諸覚書」にも登場しない人物もいる。それが池田政長である。先述した様に、彼もまた最上家改易以前に山形へ派遣され、花房と並列して扱われていた。さらに、山形城を接收したのち、花房・池田の両名を奉行として、荒廃した山形城の修復を実施した。このように活動している様子が確認できるにもかかわらず、「最上騒動言上留書」には登場しない。その理由として、政長は花房・岡田が担った情報伝達とは異なる役目を帯びていたからと考えることができる。慈恩寺に指示を出し、接收後の山形城の修復を実施するなど、政長は幕府の施政方針を実際に遂行する存在として機能していたのである。しかし、花房・岡田はその情報を伝えていない。すなわち、彼らは最上家改易以前、幕閣からの命令

に拘束される存在であったが、伝える情報の取捨選択はその権能の範囲内だったのである。

第二に、呼称の問題がある。「最上騒動言上留書」において、①・③それぞれを指す言葉は現れないが、②は「御目付衆」と表記されている。一方、【史料6】を見るに、①を「御横目衆」とし、②・③に関しては一ひとまとめにされ、「方々門番」と表記されている。また、「梅津政景日記」では、庄田安照を「御よこめ」としている³¹。この「御よこめ」と水野守信・石河正次ら由利受取の「御検使」と区別している。

これまで見てきたように、幕府派遣官僚についてはその集団ごとに職掌の違いが明確に存在していた。しかし、大名側の史料を見ると、その呼称やくくり方がまちまちであることから、こうした人員・職掌の差を幕府・大名間で共有できていなかったと推定することができるのである。

おわりに

以上、本研究ノートでは、「最上騒動言上留書」を手がかりに、最上家改易に際して派遣された幕府官僚の具体的な職掌と、その機能分担の実態を検討した。本稿で確認したように、所領の接收は、「城郭・武具などモノの掌握」「代官・扶持方などヒトとカネの掌握」という段階的なプロセスから構成され、それぞれに異なる技能と経験をもつ官僚が派遣されていた。これを担ったのは、旧大名家出身の、番方にあたる中堅実務層であった。

とりわけ、花房・岡田が最上家改易を契機として監察使から接收実務へと役割を変化させた点、近藤ら御目付衆が軍事的緊張を前提とし

た実力部隊として機能した点、井上・大河内らが広大な領地の内政的把握を担った点は、近世初期の接収実務の複雑さを示すものであるといえるだろう。

最上騒動に関しては、正純の改易と同時並行的に実施されたという特殊性があるものの、接収が単一の指揮系統ではなく、多元的な業務の交錯によって支えられていたことを示唆するといえるだろう。以上の検討から、近世初期の大名改易は、制度として未成熟でありながら、実務レベルではすでに高度に分業化された官僚機構によって支えられていたのである。しかし、大名側はこの官僚機構を正確に把握していなかったことも確認しえた。「最上騒動言上留書」は、このような接収の実態と官僚機構の分業構造を具体的に示す点で、近世初期の大名改易研究に新たな視角を提供するものであるといえるだろう。

なお、熊本城受取など、これ以降の事例を確認すると、その上使衆の構成員は、おおよそ本稿で示したものと共通する。³²すなわち、山城受取は、大名改易時における城受取のプロセスが体系化される過程での、先駆的な事例として位置づけることができるだろう。

注

- (1) 近松鴻二「目付の基礎的研究」(児玉幸多先生古希記念会編『幕府制度史の研究』吉川弘文館、一九八三年)。
- (2) 善積美恵子「江戸幕府の監察制度」(『日本歴史』二四四号、一九六八年)。
- (3) 福田千鶴「慶長・元和期の御家騒動―最上騒動を中心に―」(同『幕藩制秩序と御家騒動』、校倉書房、一九九九年、初出一九九二年)。
- (4) 白峰句「江戸大名のお引越し」(『新人物往来社』、二〇一〇年)。
- (5) 佐藤宏之「大名改易における藩領処理―史料論的アプローチ―」(同『近世大名の権力編制と家意識』吉川弘文館、二〇一〇年、初出二〇〇八年)。
- (6) 「花房家系譜」(岡山市教育委員会文化課編『花房家史料集』二〇一〇頁)。
- (7) 本多正純書状「高橋文書」一七号(『高橋文書』宮崎県総合博物館所蔵)一

八頁)。

- (8) 本多正純書状「第二代忠義公紀第一編(山内家史料)」六頁、本多正純書状「福原家文書 上巻」三六号、一三九頁)。
- (9) 「最上氏収封諸覚書」(『大日本古文書 家わけ 三ノ二 伊達家文書之二』四三五頁)。
- (10) 『東武実録』元和六年三月一七日条。
- (11) 朝尾直弘「將軍政治の権力構造」(同『朝尾直弘著作集』第三卷、岩波書店、二〇〇四年、初出一九七五年)。
- (12) 鳥和泉・高弥介連署状「広谷常治所蔵文書」七号(『寒河江市史「史料編」慈恩寺中世史料」一五四頁)。
- (13) 『東武実録』元和八年八月二三日条。
- (14) 『寛政重修諸家譜』卷八四四・一五九・五五五・六四四・三八六。
- (15) 広島県編『広島県史 近世1』(広島県、一九八一年)。
- (16) 『梅津政景日記』元和八年一〇月二日条。
- (17) 『梅津政景日記』元和八年九月二日条。
- (18) 石丸定政・駒井親直連署状「大泉紀年」上巻(『鶴岡市史資料篇 荘内史料集四』一一頁)。
- (19) 『東武実録』元和五年七月二七日条。
- (20) 浅井道近・井上吉次連署状「浄運寺文書」(『信濃史料』第三卷、三八二頁)。
- (21) 『寛政重修諸家譜』卷二五八。
- (22) 『寛政重修諸家譜』卷一一九一。
- (23) 『徳川実紀』卷一二〇。
- (24) 『寛政重修諸家譜』卷一一九九。
- (25) 『梅津政景日記』元和八年九月九日条。
- (26) 井上新左衛門・坪井金太輔ら連署状「大泉紀年」上巻(『鶴岡市史資料篇 荘内史料集四』一八頁)。
- (27) 『梅津政景日記』元和八年九月二六日条。
- (28) 『梅津政景日記』元和八年九月一八日条。
- (29) 『梅津政景日記』元和八年九月二八日条。
- (30) 前掲注(9)「最上氏収封諸覚書」四三五頁。
- (31) 『梅津政景日記』元和八年九月二二日条。
- (32) 白峰句「寛永九年の肥後国熊本城受け取りについて」(『城郭研究室年報』第一九号、二〇一〇年)。

(本学大学院博士前期課程)